

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百七十七条第八項及び第一百七八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第五章 略〕

第六章 暗号資産等の特則（第十七条）

第七章 雜則（第十八条～第二十条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～十二 略〕

十三 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。

十四 電子記録移転有価証券表示権利等 法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利をいう。

十五～五十二 「略」

五十三 暗号資産関連取引 暗号資産に係る店頭デリバティブ取

引若しくは暗号資産等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十四～六十五 「略」

改 正 前

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 雜則（第十七条～第十九条）

附則

（定義）

第一条 「同上」

〔一～十二 同上〕

「号を加える。」

「号を加える。」

〔十三～五十 同上〕

「号を加える。」

〔五十一～六十二 同上〕

六十六 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク
(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスク
をいう。第七十二号及び第三章において同じ。)をいう。

六十七～七十 「略」

七十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資
産等(第六十四号において指定している複数の法人又は資産を
いう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同
じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取
引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・
デリバティブ(証券化証券等を参照するデリバティブを除く。
)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に
係る債権であるポジション(单一の債務者に係るクレジット・
デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効
果を発揮するポジションをいう。

七十二～七十六 「略」

七十七 適格金融資産担保 次に掲げるものをいう。

「イ～ヘ 略」

ト 適格格付業者が格付を付与していない債券であつて、次に
掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 発行者が第二十条第一項又は第二項において準用する川
上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる

六十三 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク
(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスク
をいう。第六十九号及び第三章において同じ。)をいう。

六十四～六十七 「同上」

六十八 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資
産等(第六十一号において指定している複数の法人又は資産を
いう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同
じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取
引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・
デリバティブ(証券化証券等を参照するデリバティブを除く。
)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に
係る債権であるポジション(单一の債務者に係るクレジット・
デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効
果を発揮するポジションをいう。

六十九～七十三 「同上」

七十四 「同上」

「イ～ヘ 同上」

ト 「同上」

(1) 発行者が第十九条第一項又は第二項において準用する川
上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる

主体であること。

〔2〕〔6〕 略

〔チ・リ 略〕

(控除すべき固定資産等)

第二条 「略」

〔2〕〔5〕 略

6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

		区分	率
「略」	「略」	「略」	「略」
暗号資産等	コモディティ等	「略」	「略」
百パーセント	十八パーセント	「略」	「略」

主体であること。

〔2〕〔6〕 同上

〔チ・リ 同上〕

(控除すべき固定資産等)

第二条 「同上」

〔2〕〔5〕 同上

6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

		区分	率
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	コモディティ等	「同上」	「同上」
「同上」	十八パーセント	「同上」	「同上」

(市場リスク相当額の算出)

第三条 【略】

〔2～4 略〕

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる五種類とする。

〔1～4 略〕

五 暗号資産リスク（暗号資産及びその派生商品並びにこれらのおフ・バランス取引に係るポジション（以下「暗号資産等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

〔6～8 略〕

(標準的方式)

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条の二までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、コモディティ・リスク相当額及び暗号資産リスク相当額の合計額とする。

〔2・3 略〕

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等²とに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(市場リスク相当額の算出)

第三条 【同上】

〔2～4 同上〕

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

〔1～4 同上〕

〔号を加える。〕

〔6～8 同上〕

(標準的方式)

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

〔2・3 同上〕

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等²とに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法							
暗号資産等	コモディティ等	「略」						
原資産の時価額×百。パー セント	原資産の時価額×十五。パー セント							

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
「同上」	「同上」
「同上」	「同上」
「同上」	「同上」
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント

第六条　〔略〕

（金利リスク相当額）

〔2〕6 略

7 クレジット・デリバティブによりヘッジを行つたポジションに
関する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものと

(金利リスク相当額)
第六条 「同上」
〔2〕6 「同上」
〔同上〕

する。

一 「略」

二 金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八десятと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第一百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

「イ～ホ 略」

三 金融商品取引業者は、次のイからニまでのいづれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができます。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号口に該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第二十条第一項又は

一 「同上」

二 金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八десятと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第一百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

「イ～ホ 同上」

三 「同上」

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号口に該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第二十条第一項又は

第二項において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

〔口う二 略〕

四 「略」

8 「略」

(暗号資産リスク相当額)

第九条の二 暗号資産リスク相当額は、暗号資産等について、暗号資産等ごとに算出したネット・ポジションの時価額に百パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 暗号資産リスク相当額の算出に当たっては、同一の暗号資産等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

(乗数)

第十一條 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値とする。

第二項において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

〔口う二 同上〕

四 「同上」

8 「同上」

〔条を加える。〕

(乗数)

第十一條 「同上」

〔項を加える。〕

超過回数	乗数
九	一
八	一
七	一
六	一
五	一
四	一
三	一
二	一
一	一
零	一
十以上	一
九	一
八	一
七	一
六	一
五	一
四	一
三	一
二	一
一	一
〇	一

3|| 前二項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

4|| 「略」

2|| 前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

3|| 「同上」

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の

承認の基準)

第十三条 「略」

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の

承認の基準)

第十三条 「同上」

		2	〔略〕
3	第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。	2	〔略〕
〔一～四 略〕		〔一～四 同上〕	
五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産に関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。	〔六・七 略〕	〔六・七 同上〕	〔六・七 同上〕
八 金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産の各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。	九 〔略〕	九 〔同上〕	九 〔同上〕
（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）		（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）	
第十三条の二 〔略〕		第十三条の二 〔同上〕	
〔2～4 略〕		〔2～4 同上〕	
5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。			

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

〔二・九・十 略〕

(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)

第十四条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第二十条第二項又は第三項において準用する川上連結告示第二百八十九条の二の規定により算出したリスク・ウェイトを適用する。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。

〔一・二 略〕

三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

〔二・九・十 同上〕

(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)

第十四条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項又は第三項において準用する川上連結告示第二百八十九条の二の規定により算出したリスク・ウェイトを適用する。

3 「同上」

三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、

〔一・二 同上〕

三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、

保証人又はプロテクション提供者が第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

四 「略」

4 「略」

5 第三項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

「一～五 略」

六 金融商品取引業者が、第一条第五十八号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつていて証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 「略」

6 金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

7・8 略

保証人又はプロテクション提供者が第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

四 「同上」

4 「同上」

5 「同上」

「一～五 同上」

六 金融商品取引業者が、第一条第五十五号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつていて証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 「同上」

6 金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

7・8 同上

(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)

第十四条の九 「略」

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十二条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。）第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十五条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十五条の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十五条の二

二 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条

(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)

第十四条の九 「同上」

2 「同上」

一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十二条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。）第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十五条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十五条の二を除く。）及び第十九条第三項において準用する川上連結告示第二百八十五条の二

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条

又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指

定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十八条の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第一百八十八条の二

3 前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十条第二項において

又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指

定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十八条の二を除く。）及び第十九条第三項において準用する川上連結告示第二百八十八条の二

〔同上〕

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において

て準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乘じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引
期間
掛目（パーセント）

て準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 「同上」

一次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乘じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引
期間
掛目（パーセント）

「略」	「略」	「略」	「略」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

〔（注1）～（注10） 略〕

〔四・五 略〕

〔2～9 略〕

（承認の基準）

第十五条の四 所管金融庁長官等は、期待エクスポートジャーワ方式の使用について第十五条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

〔一～八 略〕

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号資産価格その他 の期待エクスポートジャーワ計測モデルのリスク・ファクターが長 期間にわたって予想されていること。

「（注1）～（注10） 同上」	「（注1）～（注10） 同上」	「（注1）～（注10） 同上」
「同上」	「同上」	「同上」

〔（注1）～（注10） 同上〕

〔四・五 同上〕

〔2～9 同上〕

（承認の基準）

第十五条の四 「同上」

〔一～八 同上〕

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号資産価格その他の期待エクスポートジャーワ計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

〔十九十三 略〕

(基礎的リスク相当額の算出)

第十六条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用

用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をする場合にあつては、次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

〔号を加える。〕

〔十九十三 同上〕

(基礎的リスク相当額の算出)

第十六条 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

イ 算出基準日において、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法（以下「コールド・ウォレット等」という。）により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計額

口 算出基準日を含む直近六十営業日において、コールド・ウォレット等により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計の平均値

2 「略」

3 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

「一〇六 略」

4 基礎的リスク相当額（第一項第二号に掲げる額に係るものを除く。）は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

2 「同上」

3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

「一〇六 同上」

4 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

〔章を加える。〕

（暗号資産等の特則）

第十七条 第三条、第十五条、第十五条の二及び前条の規定にかかわらず、一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超える場合には、その超える額を当該合計額から控除することができる。

第七章 雜則

第六章 雜則

第十八条～第二十条 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十七条～第十九条 「同上」

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年五月一日から適用する。

(内部管理モデル方式に関する経過措置)

第一条 暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式を用いる場合において、
第二条 第十二条第一項の承認申請書についてこれに代わる届出書を提出した者であつて、第十三条第二項に規定
する定性的基準（同項第一号及び第七号に掲げるものに限る。）及び同条第三項に規定する定量的基準に
該当する者は、この告示の適用の開始日から起算して二年を経過する日までの間（その間に第十条第一項
の承認を受けたときは、当該承認を受けた日までの間）は、第十条第一項の承認を受けたものとみなして
、同条第三項、第十条の二、第十三条の二及び第十四条の規定を適用する。この場合において、第十四条
第一項第一号及び第二号中「承認申請書」とあるのは「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リ
スク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（令和二年金融庁告示
第 号）附則第二条第一項の届出書」とする。

2 前項の規定により、第十条第一項の承認を受けたものとみなされる者については、前項の内部管理モードにおける乗数は、一・〇〇とする。